



# 特定社会保険労務士 原 敏昭 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>

## マイナンバーカードの健康保険証利用受付が始まりました

2021年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになっていますが、その申込みが始まりました。詳細はマイナポータルホームページに掲載されていますが、概要は以下のようなものです。

### ◆メリットは？

- ① 就職・転職・引越をして健康保険証としてずっと使える
- ② マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られる
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる(2021年分確定申告から)
- ④ 窓口への書類の持参が不要になる

### ◆使い方は？

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで使えます。オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを

持参すれば健康保険証がなくても利用できます。医療機関や薬局は、マイナンバーカードをかざした後、顔写真で本人を確認します。また、医療機関や薬局が12桁のマイナンバーそのものを取り扱うことはなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

ただ、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

### ◆事前に準備するもの

- ① 申込者のマイナンバーカード+数字4桁の暗証番号(パスワード)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(またはPC+ICカードリーダー)
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルアプリのインストール

なお、マイナポータルのホームページでは、パソコンの場合とスマートフォンの場合の利用申込方法の動画が公開されることになっているようですが、8月12日現

在では「準備中」の表示になっています。

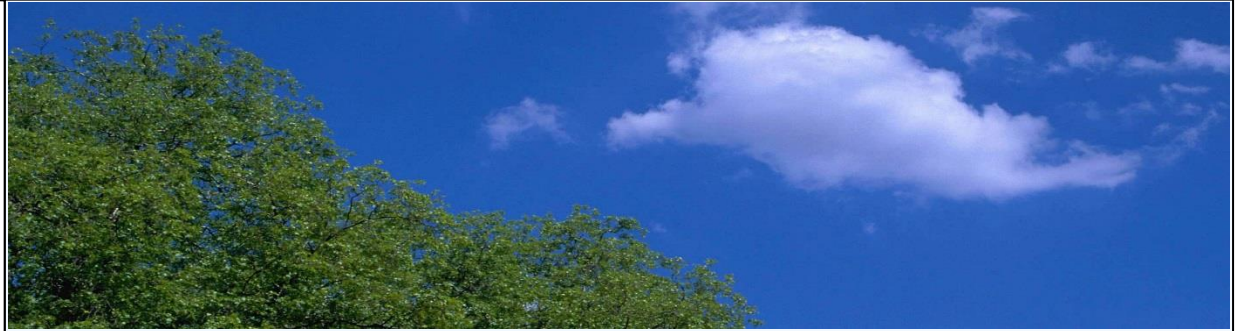
【マイナポータル「マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります!」】  
[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyoutop.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFIK8u2lo1gTxnuV\\_FgR2RAto](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyoutop.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFIK8u2lo1gTxnuV_FgR2RAto)

## 8月1日から雇用保険の基本手当日額が変更になっています

◆「基本手当日額」の変更  
雇用保険の基本手当日額が、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて約0.49%上昇したことおよび最低賃金日額の適用に伴い変更されています。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額(再集計値として公表されているもの)が用いられています。

### ◆具体的な変更内容

- 1 基本手当日額の最高額の引上げ  
基本手当日額の最高額



は、年齢ごとに以下のようになります。

- (1) 60歳以上 65歳未満  
7,150円 → 7,186円 (+36円)
  - (2) 45歳以上 60歳未満  
8,330円 → 8,370円 (+40円)
  - (3) 30歳以上 45歳未満  
7,570円 → 7,605円 (+35円)
  - (4) 30歳未満  
6,815円 → 6,850円 (+35円)
- 2 基本手当日額の最低額の引き上げ  
2,000円 → 2,059円 (+59円)

※ 基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高額、最低額等については、毎年度の平均給与額の変動に応じて変更されていますが、これにより変更された最低額が、最低賃金日額(地域別最低賃金の全国加重平均額に20を乗じて7で除して得た額)を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされています(雇用保険法第18条第3項)。

令和2年8月1日以降の基本手当日額の最低額については、最低賃金日額に、基本手当の給付率80%

を乗じて計算されています。

(計算式)  
901円(令和2年4月1日時点での地域別最低賃金の全国加重平均額)×20÷7×0.8  
=2,059円

## 台風や秋雨前線の影響に要注意！早めに防災対策を講じておきましょう！

### ◆防災対策の見直しは8月中に！

備蓄等の防災対策はできていますか？

例年、9月は台風に加えて秋雨前線などの影響で雨量が増加する時期であり、土砂災害や河川の増水などに注意が必要です。今夏の大雨による被害も念頭に、8月中に、改めて自社の防災対策について見直しておきたいものです。

### ◆企業が備蓄すべき物資

企業における防災対策の1つの目安として、東京都では、災害時に従業員が施設に留まることができるよう、雇用の形態を問わず事業所内で勤務する全従業員について、3日分の水、食料、その他の必要物資(ヘルメット、

毛布、ビニールシート、簡易トイレ、衛生用品、医療用品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等)の備蓄を行うことが努力義務とされています。

都条例によると、水は1人当たり1日3リットル(計9リットル)、食料(アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺等)は1人当たり1日3食(計9食)分を用意する必要がありますから、これを保管しておくスペースを確保しておく必要もあります。その際、備蓄品が障害物となるなど消防法等に違反することのないよう、注意しなければなりません。また、企業が所在する場所によっては、たとえば浸水などにより必要な時に使うことができなかったということのないよう、備蓄品の保管場所の分散も検討しましょう。

### ◆新型コロナウイルス対策のための「+α」

加えて今年は、特に新型コロナウイルス対策への準備も必要です。十分な量のマスクやアルコール消毒液、体温計を、備蓄品にセットしておきたいものです。すでに備えをしているという企業でも、見落としがちなポイントですから、改めて自社の備蓄品を確認してみてください。